三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2026年8月13日

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

NISA対象 成長投資枠

当ファンドは、特化型運用を行います。

追加型投信／国内／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ：https://www.smd-am.co.jp

コールセンター：0120-88-2976

［受付時間］午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円（2026年5月29日現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	18兆8,114億円（2026年5月29日現在）

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
追加型	国内	株式

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産（投資信託証券（株式 一般））	年1回	日本	ファミリーファンド

※商品分類、属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月12日に関東財務局長に提出しており、2026年8月13日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

色覚の個人差等を問わず、できるだけ多くの方に情報が伝わるよう、配色やデザインに配慮して作成しています。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

お知らせ

当ファンドは、2026年8月13日現在の受益者を対象として、投資方針の変更に伴う信託約款変更の手続きを実施します。お申込みに際しては、2ページから7ページの「信託約款の変更(予定)について」をご覧ください。

■信託約款変更手続きの実施について

当ファンドが投資対象とするトヨタグループ株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)は、トヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ自動車」といいます。)およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行っています。
一方で、トヨタグループにおける資本政策の変化やグループ間の持合解消の流れを受け、今後、マザーファンドの投資対象銘柄が減少する可能性が高まっています。
こうした状況を踏まえ、マザーファンドの投資戦略の根幹を維持するため、従来のトヨタ自動車との「資本」関係に基づく「トヨタグループ会社」の定義に加え、「資本・人・技術」の関係に基づく「トヨタグループ関連会社」を新たに定義します。
これにより、グループ間の持合解消によって本来であれば投資対象から除外される銘柄等についても、引き続き組み入れることが可能となり、運用の継続性を確保することを目指すものです。

上記の理由により、マザーファンドにおいて、以下①および②に関する重大な約款変更にかかる異議申立手続きを行います。マザーファンドの約款変更内容の概要は、以下の通りです。

①マザーファンドの運用目標の変更および投資対象の追加

マザーファンドの運用目標を、現行の「トヨタ自動車およびトヨタグループ会社の銘柄群の動きをとらえること」から、「トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の銘柄群の動きをとらえること」へ変更します。
これに伴い、投資対象についても、従来の「トヨタ自動車」および「トヨタグループ会社」の株式に加え、新たに「トヨタグループ関連会社」の株式を追加します。なお、「トヨタグループ関連会社」とは、委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社がトヨタグループに関連すると判断した会社をいいます。

②投資比率計算方法の変更

マザーファンドの組入銘柄の投資比率は、原則として各銘柄の時価総額に応じて決定しますが、変更後の運用目標を達成するため必要な場合には、一部のトヨタグループ関連会社の株式について、時価総額を調整したうえで投資比率を計算できるように変更します。

なお、重大な約款変更にかかる異議申立手続きの結果、上記変更の実施が可決された場合には、マザーファンドおよび当ファンドにおいて、投資比率制限の変更にかかる約款変更もあわせて行う予定です。(変更適用日(予定):2026年11月5日)

・マザーファンド

今後、投資対象銘柄が減少する可能性があることを踏まえ、トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合における同株式の投資比率の上限を、「約50%まで」から「50%程度」へと緩和します。

・当ファンド

マザーファンドの投資対象にトヨタグループ関連会社を追加することに伴う変更内容を反映するとともに、運用制限で定めるトヨタ自動車株式への当ファンドの信託財産の純資産総額に対する実質投資割合の上限を「約50%まで」から「60%以下」へと緩和します。

この信託約款の変更は、2026年8月13日現在の受益者を対象とした異議申立手続きにより決定されます。
この信託約款の変更に関してご異議のある受益者は、2026年8月13日から2026年9月16日まで委託会社に対し、異議申立をすることができます。
当該期間中の異議申立の受益権の実質的な合計口数が2026年8月13日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、2026年11月5日より信託約款の変更を適用します。

マザーファンドの重大な約款変更にかかる異議申立手続きについては、マザーファンドを主要投資対象とする他の証券投資信託においても、同様に実施します。マザーファンドの重大な約款変更を実施するか否かは、当ファンドのみの結果によって決まるものではなく、マザーファンドを主要投資対象とするすべての証券投資信託にかかる結果と合わせて集計したうえで決定します。

なお、マザーファンドの重大な約款変更にかかる異議申立手続きの集計にあたっては、マザーファンドを投資対象とする各証券投資信託の受益権口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算します。そのうえで、異議申立を行った受益者の方の実質的な合計口数が、受益者の確定日におけるマザーファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合には、マザーファンドの信託約款の変更を実施します。

また、マザーファンドにおける重大な約款変更の実施が可決された場合には、マザーファンドを主要投資対象とするすべての証券投資信託において信託約款に定める運用の基本方針の変更にかかる約款変更を行います。

なお、2026年8月13日以降に、当ファンドの購入申込みをされることにより取得された受益権については、異議を申し立てることができません。
当ファンドの購入申込みの際は、上記の信託約款変更手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

■投資信託説明書(交付目論見書)の変更内容について

異議申立手続きの結果、上記の信託約款変更が可決された場合、2026年11月5日以降、「ファンドの目的」、「ファンドの特色」、「ファンドのしくみ」、「マザーファンドの運用プロセス・投資イメージ」および「基準価額の変動要因」は3ページから7ページの内容に変更となる予定です。

信託約款変更が可決された場合、2026年11月5日以降、以下の内容に変更される予定です。

ファンドの目的

トヨタグループ株式マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)への投資を通じて、トヨタ自動車株式会社*、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

*以下「トヨタ自動車」ということがあります。

信託約款変更が可決された場合、2026年11月5日以降、以下の内容に変更される予定です。

ファンドの特色

1 「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行います。

□トヨタグループ会社とは、トヨタ自動車の有価証券報告書等の公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。

□トヨタグループ関連会社とは、主に以下の基準により委託会社がトヨタグループ関連として判断する会社をいいます。

- 主要業務がモビリティ社会の構築にかかるビジネス、かつトヨタ自動車の成長に貢献すると考えられる企業
- トヨタ自動車と資本・人・技術の関係を持つ、または業務提携等の関係性を持つ企業

モビリティ社会とは
当ファンドにおいては、人・モノ・情報等が自由に効率的かつ安全に移動できる社会を指します。

2 「トヨタグループ株式マザーファンド」は、以下の一定の基準に基づき、規則的な運用を行います。

【組入銘柄の決定】は...

□トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社のうち、日本の取引所に上場している株式から流動性を勘案した銘柄(原則として、TOPIX(東証株価指数)採用銘柄)に投資します。

【組入銘柄の投資比率の決定】は...

□各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。ただし、トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の銘柄群の動きをとらえるために必要な場合は、一部のトヨタグループ関連会社の株式の時価総額を調整して投資比率を計算します。
なお、トヨタ自動車の比率が50%を超える場合、トヨタ自動車の比率は50%程度とし、残りの比率をトヨタ自動車以外の銘柄に投資します。

※トヨタグループ株式マザーファンドには、投資比率が非常に高い銘柄が存在します。ファンドは、トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行っているため、基準価額は、当該銘柄群の株価変動の影響を大きく受けます。

【投資比率の調整】は...

□原則、四半期毎に前述の【組入銘柄の投資比率の決定】に基づき、投資比率を調整します。

- 追加設定・解約等により、四半期期中にファンドの資金の増減がある場合、または各銘柄の投資比率が目標とする投資比率より想定以上に乖離した場合等には、当該銘柄の買付・売却を行います。

信託約款変更が可決された場合、2026年11月5日以降、以下の内容に変更される予定です。

3 株式の実質組入比率は、通常の状態で高位を保つことを基本とします。

当ファンドは特化型運用を行います。

- トヨタ自動車株式の純資産総額に対する比率は60%以下とします。ただし、同社以外のトヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の各株式の純資産総額に対する比率は35%以下とします。
- 当ファンドは、トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の株式に集中して投資を行うため、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が下落することがあります。

特化型運用とは

一般社団法人資産運用業協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた、ファンドの純資産総額に対する比率(10%)を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことをいいます。

※資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

信託約款変更が可決された場合、2026年11月5日以降、以下の内容に変更される予定です。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

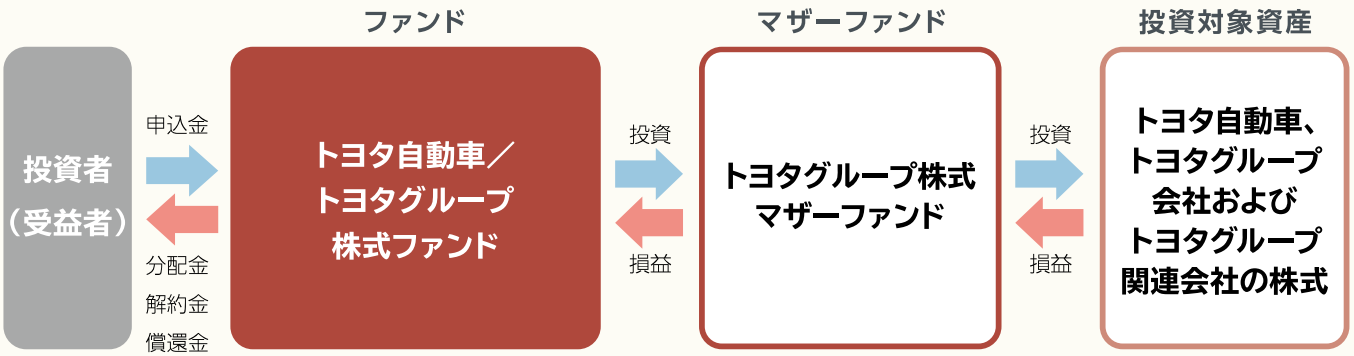

信託約款変更が可決された場合、2026年11月5日以降、以下の内容に変更される予定です。

マザーファンドの運用プロセス・投資イメージ

■マザーファンドの運用は、運用部 市場型グループが行います。

① 組入銘柄の決定

トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社

の株式の中から、流動性を勘案した銘柄
(原則として、TOPIX(東証株価指数)採用銘柄)

② 投資比率の決定

各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。ただし、トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の銘柄群の動きをとらえるために必要な場合は、一部のトヨタグループ関連会社の株式の時価総額を調整して投資比率を計算します。
なお、トヨタ自動車の比率が50%を超える場合、トヨタ自動車の比率は50%程度とし、残りの比率をトヨタ自動車以外の銘柄に投資します。

③ 投資比率の調整

■原則、四半期毎に「②投資比率の決定」に基づき、投資比率を調整します。

［ 投資イメージ ］

※当ファンドは、投資対象となるトヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社より投資元本および運用成績を保証されるものではありません。

※上記の運用プロセスは2026年11月5日現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。
<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

信託約款変更が可決された場合、2026年11月5日以降、以下の内容に変更される予定です。

主な投資制限

(略)

■同一発行体に対する実質投資割合は信託財産の純資産総額の35%以下とします。ただし、トヨタ自動車株式の実質投資割合は60%以下とします。

(略)

信託約款変更が可決された場合、2026年11月5日以降、以下の内容に変更される予定です。

基準価額の変動要因

(略)

投資銘柄集中リスク…特定の業種・銘柄の株式への集中投資は、基準価額が大幅に下落する要因です

ファンドは、トヨタ自動車、トヨタグループ会社およびトヨタグループ関連会社の株式に限定して投資するため、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、日本の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

(略)

ファンドの目的

トヨタグループ株式マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社※の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

※以下、「トヨタ自動車およびそのグループ会社」ということがあります。

ファンドの特色

1 「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行います。

□グループ会社とは、トヨタ自動車の有価証券報告書等の公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。（以下、同じ。）

□当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」で行います。

2 「トヨタグループ株式マザーファンド」は、下記一定基準に基づき、規則的な運用を行います。

【組入銘柄の決定】は...

□トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、日本の取引所に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、TOPIX（東証株価指数）採用銘柄）に投資します。

【組入銘柄の投資比率の決定】は...

□原則として、銘柄の投資比率は、組入銘柄の時価総額に応じて決定します。

□トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、トヨタ自動車およびそのグループ会社全体の動きをとらえるために、トヨタ自動車株式の投資比率を約50%までとします。また、残りの約50%を、グループ会社株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。

※トヨタグループ株式マザーファンドには、投資比率が非常に高い銘柄が存在します。ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式の値動きをとらえることを目標に運用を行っているため、基準価額は、当該銘柄群の株価変動の影響を大きく受けます。

【投資比率の調整、銘柄の変更等】は...

□組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に上記【組入銘柄の投資比率の決定】で規定する基本方針に基づき行うこととします。

- 追加設定・解約等により、四半期期中にファンドの資金の増減がある場合、または各銘柄の投資比率が目標とする投資比率より想定以上に乖離した場合等には、当該銘柄の買付・売却を行います。

□投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車の有価証券報告書等の公開情報の開示に基づいて行います。

3 株式の実質組入比率は、通常の状態で高位を保つことを基本とします。

当ファンドは特化型運用を行います。

- トヨタ自動車株式の純資産総額に対する比率は約50%までとします。ただし、同社以外のグループ会社の各株式の純資産総額に対する比率は35%を超えないものとします。
- 当ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に集中して投資を行うため、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が下落することがあります。

特化型運用とは

一般社団法人資産運用業協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた、ファンドの純資産総額に対する比率（10%）を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことをいいます。

※資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

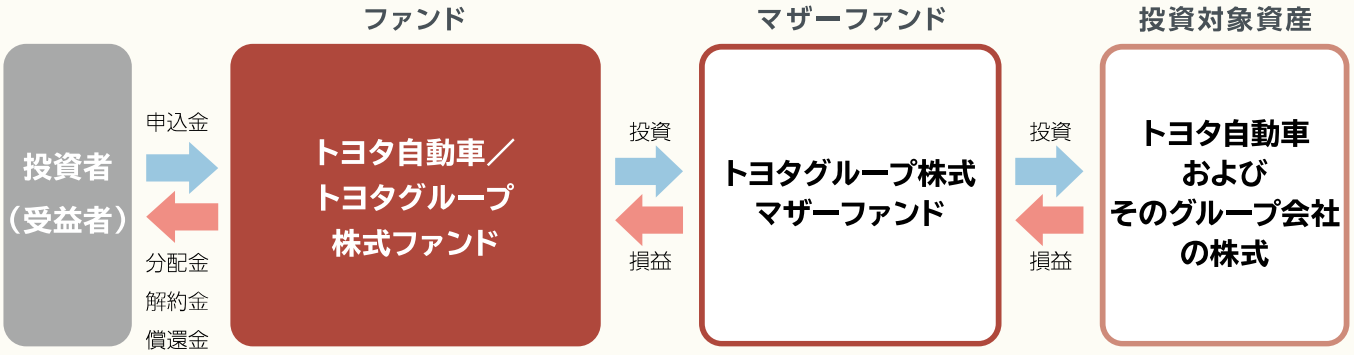

マザーファンドの運用プロセス・投資イメージ

■マザーファンドの運用は、運用部 市場型グループが行います。

① 組入銘柄の決定

トヨタ自動車およびそのグループ会社の中から流動性を勘案した銘柄

原則、TOPIX（東証株価指数）に採用されている
トヨタ自動車およびそのグループ会社

② 投資比率の決定
（2026年5月末現在では［2］になっています。）

［1］原則
各銘柄の時価総額に応じた比率で投資

［2］トヨタ自動車の投資比率が50%を超える場合
トヨタ自動車の投資比率を約50%までとし、残りの約50%はグループ会社株式各銘柄の時価総額に応じた比率で投資

③ 投資比率の調整、銘柄の変更等

■原則、四半期毎に「②投資比率の決定」に記載の基準で投資比率の調整を実施

■銘柄の変更等は、トヨタ自動車の有価証券報告書等に基づき実施

トヨタ自動車株式	グループ会社株式
約50%	約50%

※当ファンドは、あらかじめ決められた一定の方針にて投資を行うファンドであり、銘柄選定や組入比率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。

※当ファンドは、投資対象となるトヨタ自動車およびそのグループ会社より投資元本および運用成績を保証されるものではありません。

※上記の運用プロセスは2026年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。
<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

主な投資制限

■株式への実質投資割合には、制限を設けません。

■同一発行体に対する実質投資割合は信託財産の純資産総額の35％以下とします。ただし、トヨタ自動車株式の実質投資割合は約50％までとします。

■デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

■年1回（原則として毎年11月13日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配を行います。

■分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、原則として経費控除後の配当等収益を中心に決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合があります。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

基準価額の変動要因

■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

■運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。

■投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

■当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

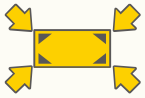

投資銘柄集中リスク…特定の業種・銘柄の株式への集中投資は、基準価額が大幅に下落する要因です

ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ企業の株式に限定して投資するため、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、日本の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

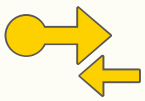

流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
  これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
  また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
  さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

［ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年6月～2026年5月

分配金再投資基準価額：
2021年6月～2026年5月

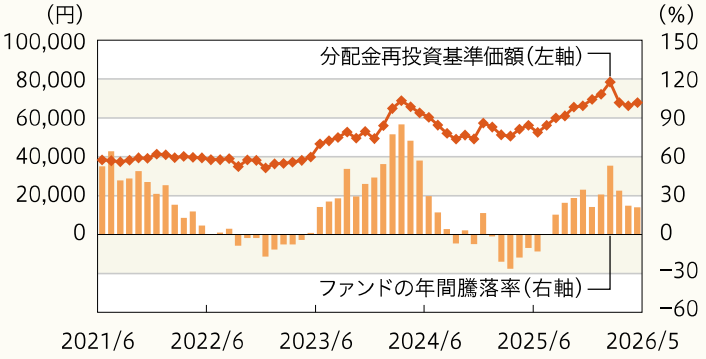

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

［ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年6月～2026年5月

他の資産クラス：
2021年6月～2026年5月

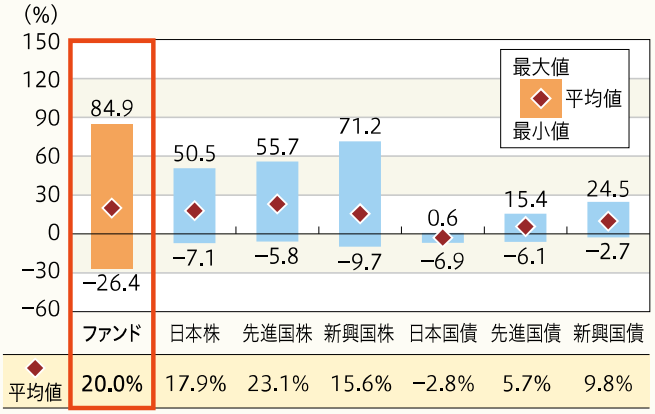

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX（TOPIX（東証株価指数、配当込み）） 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース） MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA−BPI（国債） 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA−BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース） FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース） J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日：2026年5月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産額の推移

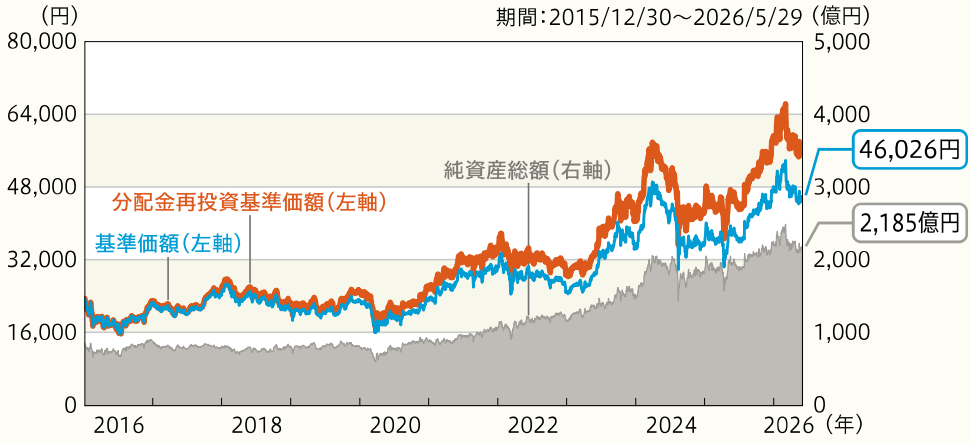

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年11月	1,150円
2024年11月	680円
2023年11月	850円
2022年11月	470円
2021年11月	640円
設定来累計	8,930円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率（%）
親投資信託受益証券	日本	99.86
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		0.14
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率（%）
日本	親投資信託受益証券	トヨタグループ株式マザーファンド	99.86

■トヨタグループ株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率（%）
株式	日本	99.35
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		0.65
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率（%）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	49.91
日本	株式	豊田通商	卸売業	17.48
日本	株式	デンソー	輸送用機器	13.19
日本	株式	アイシン	輸送用機器	4.35
日本	株式	SUBARU	輸送用機器	4.16
日本	株式	ARCHION	輸送用機器	2.30
日本	株式	小糸製作所	電気機器	2.04
日本	株式	ジェイテクト	機械	1.64
日本	株式	豊田合成	輸送用機器	1.35
日本	株式	トヨタ紡織	輸送用機器	1.02

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄（上位10銘柄）」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日:2026年5月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

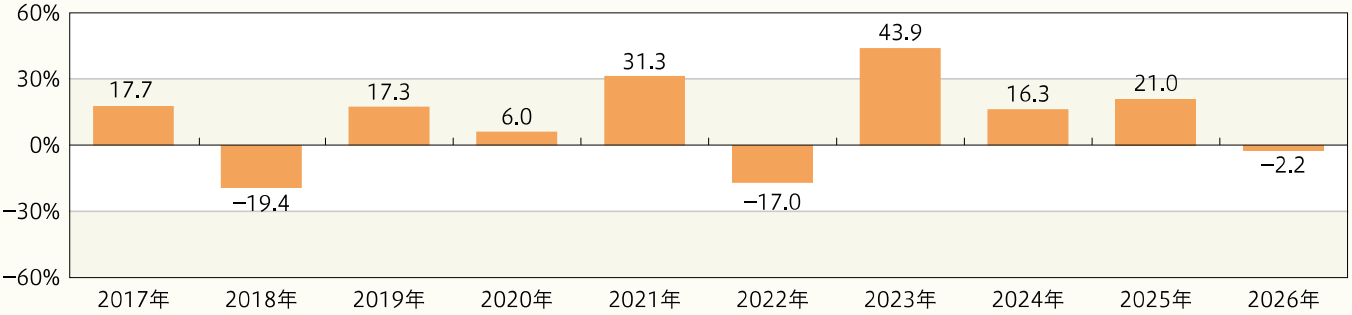

※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込関連

申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年8月13日から2027年2月9日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決算日	毎年11月13日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 ※分配金自動再投資コースを取り扱う販売会社によっては、分配金を定期的に受け取るための契約を締結できる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込みメモ

その他

信託期間	無期限（2003年11月14日設定）
繰上償還	以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ●残存口数が10億口を下回ることとなったとき ●その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	3,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（https://www.smd-am.co.jp）に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基準価額の照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「トヨタG」として掲載されます。
課税関係	●課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ●当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ●配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2026年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用（信託報酬）

ファンドの純資産総額に年0.759%（税抜き0.69%）の率を乗じた額とします。
運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。
なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

＜運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜き）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.3%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.35%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用　　等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2026年5月末現在のものです。

(参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年11月14日～2025年11月13日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.76%	0.76%	0.00%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。
※当ファンドが上場投資信託(ETF)に投資している場合、当該ETFの管理費用等は含まれていません。
※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
運用報告書は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/)から検索いただけます。

三井住友DSアセットマネジメント